



2/15 13:10 公開不可 取扱注意

暫定版

情報共有 (3枚 非管理メモ)

NVA 班 ← プラント状況 (本店会見) 議事メモ

日時：平成 23 年 12 月 14 日 (水) 18:00~18:50

場所：東京電力本館 3 階大会議室

先方：記者 15 名 (カメラ 3 台)

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

広報部

配布資料：

- ・ 福島第一原子力発電所の状況
- ・ 福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について (第二百六十四報)
- ・ 福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について (第二百五十七報)
- ・ 福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の各種分析の結果について (続報 50)
- ・ 福島第一原子力発電所取水口で採取した海水に含まれる放射性物質の核種分析の結果について (12 月 13 日採取分)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果
- ・ 福島第一 タービン建屋地下階 溜まり水の核種分析結果
- ・ 福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について (第 25 報)
- ・ 福島第一原子力発電所 固体廃棄物貯蔵庫の状況
- ・ 福島第一原子力発電所の緊急作業員で内部被ばく検査が未測定のまま連絡がとれない方に関する連絡窓口について

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. 内部被ばく検査が未測定のまま連絡が取れない方について、13 名の外部被ばく線量は分かっているのか。

A. 被ばく線量が最大の方は 4.47mSv。ただし、13 名のうち 5 名は個人線量計の返却記録が無いので、外部被ばく線量が確認できていない。

Q. 今回の事故前の被ばく線量のデータは無いのか。

A. 本人が特定できていないので、中央登録センター等での照会ができていない。

Q. 名前が本名かどうか確認はできているのか。

A. 本人の申請した際の名義なので、本名かどうかの確認はできていない。事故当初は、免許証等の写真付きの証明書による本人確認ができていなかったため、当社に記録されている名簿や、元請け企業に申請した名前をそのまま公表させていただいた。

Q. 13名の原子力発電所内での労働期間は。

A. [ ]と[ ]は不明、[ ]と[ ]と[ ]は4月14日、[ ]は5月31日、[ ]と[ ]は6月5日、[ ]と[ ]は6月7日、[ ]は4月6日から4月15日、[ ]は4月7日から4月16日、[ ]は5月17日から5月24日。

Q. 労働期間が不明なのはなぜか。

A. 作業に従事した初日と最終日の記録が、当社にも元請け企業にも無いためである。

Q. いつから作業員の本人確認をし始めたのか。

A. 6月8日からは公的証明書等により本人確認を行い、作業員証を配布しているの  
で、それ以前に作業をした事は確実であるが具体的な労働期間は不明。

Q. 年齢は確認できているのか。

A. [ ]は1960年3月2日生、[ ]は1961年5月8日生、[ ]は1954年5月26日生。他の方々は記録が無い。

Q. 内部被ばく検査が未測定のまま連絡がとれない方の氏名を公表したことに関して、  
どのような判断か。政府と相談したのか。

A. 作業員名簿に記載された住所に訪問するなどして確認したが、情報が少なく連絡が  
取れていないため、公表することで本人の申し出や情報提供を求めたいと判断した。  
政府にも相談した上で、会社として判断した。

Q. プライバシーの問題はないのか。

A. プライバシーへの配慮は充分必要だが、内部被ばく検査を測定していただくことが  
必要だと考えた。

Q. 未だに連絡がないということは、公表して欲しく無い方もいると思うが。

A. 確かにそのようなお考えの方もいるかもしれないが、内部被ばくは健康に直結する  
問題で重要ではないかと考えた。

Q. ステップ2終了の公表日を政府から聞いているか。

A. 具体的な公表スケジュールは聞いていない。

Q. ステップ2終了の最終的な判断は政府が行うが、現時点で東京電力としてはどのよ  
うに考えているか。

A. 冷温停止状態の判断として、圧力容器底部の温度を100℃以下で管理すること、放  
射性物質の放出を抑制することの2つの条件があるが、当社としては条件を満たすと  
判断している。

Q. 写真付きの本人確認はいつから行っているのか。

A. 福島第一原子力発電所の免震重要棟において公的証明書で本人確認を行ったのは4月14日から、Jビレッジでは6月8日からであり、それ以降入構した方は免許証や写真付きの住基カード等で確認している。

Q. それ以前にできていなかったのは、当時の状況として余裕が無かったためか。

A. 3月、4月は登録管理システムが整備されておらず、まずは入構して作業をしていただく事が最優先事項だったため、元請け企業からいただく名簿で管理をしていた。その後は核物質防護上の観点もあり、入構する作業員を管理する体制を整えた。

Q. 3月11日以前もそのような状況だったのか。

A. 3月11日以前は、入構するためには写真付きの身分証明書が必要だった。

Q. 確認できていない13人の方の作業内容は。

A. 元請け企業の記録において氏名自体が残っていない方もおり、不明である。

Q. 屋内作業か屋外作業かどうか不明か。

A. 不明であるが、4～6月における現場作業は、循環注水冷却やガレキ撤去等であるため、屋外作業ではないか。

Q. 固体廃棄物貯蔵庫の中身の確認はいつ実施したのか。

A. 1～4棟は、がれきコンテナの保管や使用済み保護衣等を保管しているため入っていたが、5棟は11月14日、6～8棟は11月15日から確認している。

Q. 5～8棟はそれ以前に確認していなかったのか。

A. その通り。

Q. これまで5～8棟の中を確認していない理由は。

A. 保管してあるドラム缶の中身は、固体上のコンクリートや金属配管等がビニール袋に包まれている状態であるため、万一倒れたとしても影響は小さいと見ていた。また、中越沖地震を踏まえて、パレットに積み重ねたドラム缶の3段目はバンドで固定しているため、地震に関しては問題ないのではないかと判断していた。

Q. 廃棄物はいつ頃出たものなのか。

A. 廃棄物ごとに管理しているため、時期は不明。コンクリート片は、定期検査時の建屋の貫通口をつくる際や、壁・床等の穴を開ける際などに発生するものである。金属配管に関しても、定期検査時に配管を新しくする工事の際に発生している。

Q. 固体廃棄物はどのくらい期間保管しているのか。

A. 低レベル放射性廃棄物であり、最終的には六ヶ所村の処分場で廃棄するが、長いものであれば約20年保管している。適宜中身を確認しながら、焼却等で体積を減らすことなども実施している。

以上